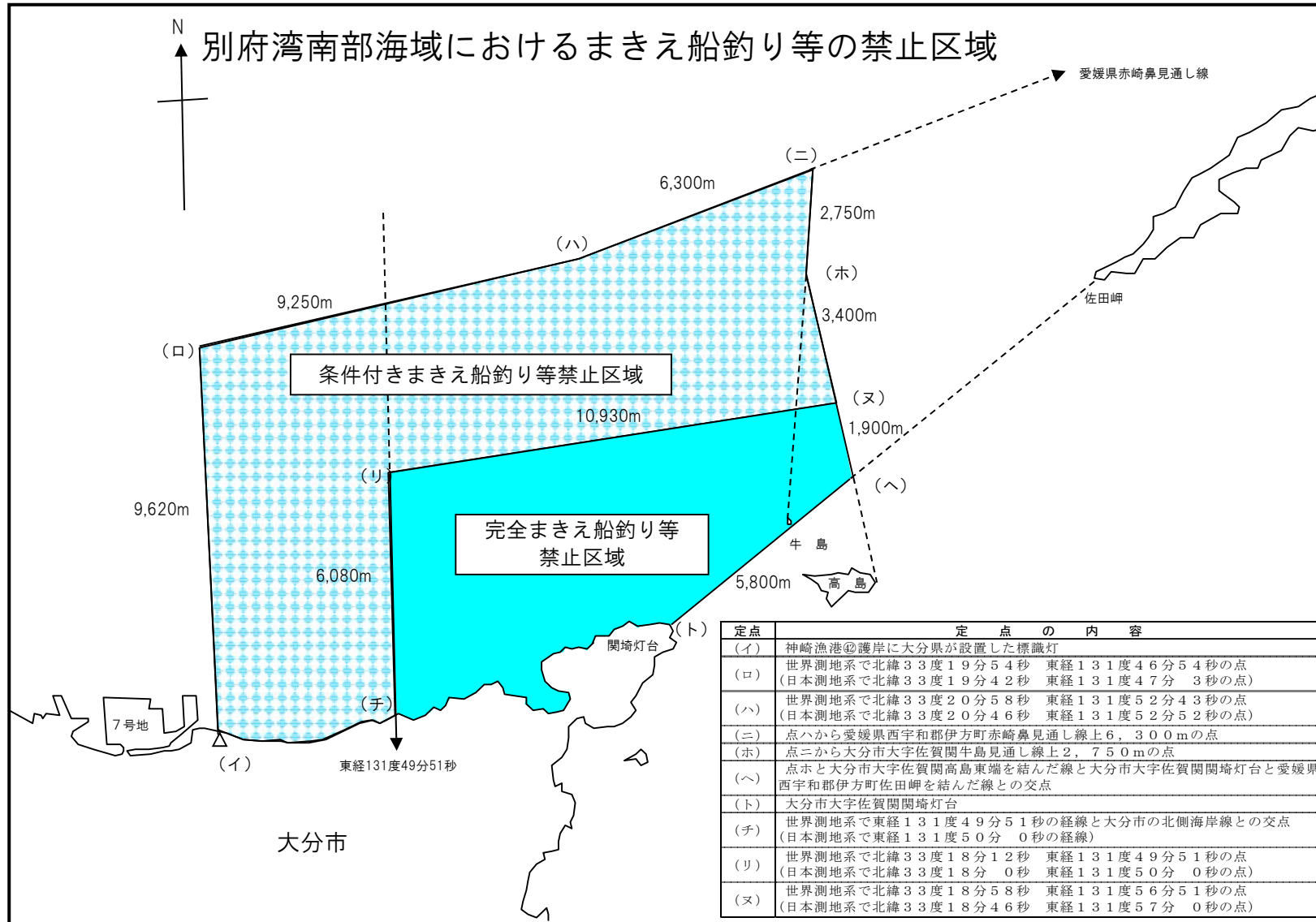


# 別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止区域



定点	定点の内容
(イ)	神崎漁港④護岸に大分県が設置した標識灯
(ロ)	世界測地系で北緯33度19分54秒 東経131度46分54秒の点 (日本測地系で北緯33度19分42秒 東経131度47分3秒の点)
(ハ)	世界測地系で北緯33度20分58秒 東経131度52分43秒の点 (日本測地系で北緯33度20分46秒 東経131度52分52秒の点)
(ニ)	点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上6,300mの点
(ホ)	点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上2,750mの点
(ヘ)	点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点
(ト)	大分市大字佐賀関関崎灯台
(チ)	世界測地系で東経131度49分51秒の経線と大分市の北側海岸線との交点 (日本測地系で東経131度50分0秒の経線)
(リ)	世界測地系で北緯33度18分12秒 東経131度49分51秒の点 (日本測地系で北緯33度18分0秒 東経131度50分0秒の点)
(ヌ)	世界測地系で北緯33度18分58秒 東経131度56分51秒の点 (日本測地系で北緯33度18分46秒 東経131度57分0秒の点)